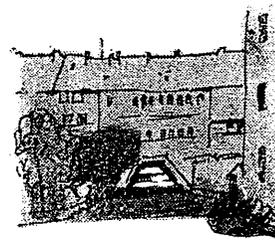


負の所得税と児童手当の比較

(アメリカ)



ジョンソン大統領は、1967年の議会に対する経済報告書の中で「すべてのアメリカ人に最低生活を保障するために多くの提案が出されているが、これを検討するため専門委員会を設置する」と発表した。その中でも、負の所得税 (Negative Income Tax) と児童手当は最も重要なものである。

児童手当

アメリカを除くすべての西欧工業国は児童手当制度をもっている。そこでは貧者も富者も、すべての家族が、1人1人の児童について助成金をもらっている。社会保険的性格の児童手当制度の最大の利点は、受益者がそれを権利によって保障されていると感ずること

である。この制度には資産調査 (means test) がない。したがって受益者の権威は失なわれない。しかし、この制度では助成金の不要な人にもそれを与えることになり、そうしなければ十分な効果を期待することができない。

1人の児童につき600ドルの控除が認められている場合、毎月児童1人当たり25ドル (年に300ドル) の収入のある20%課税率階層の家族を考えてみよう。まず、600ドルの20%の120ドル、さらに300ドルの20%の60ドルが手当そのものに対する課税となる。したがって年に300ドルの手当を受ける家族の純粋な収入は120ドルである。同様な条件で、1人の児童につき毎月50ドルの手当を支給するとすれば純収入は360ドルになる。

もし、手当額が毎月10ドルだとすると、20%課税階層の手当による純益は96ドルであるが、これは600ドル控除に対する課税120ドルより少ないため、児童手当を受けることにより、かえって損をすることになる。毎月10ドルの場合は17%以下の課税階層だけがその恩恵を受けるにすぎない。

毎月50ドルの手当の場合は、50%以下の課税階層は純益を得ることになる。このように、手当額が大きくなれば、それを要求しない人びとにも助成金が与えられることになる。

児童手当についての提案

Schorr は、次の3種類の学齢未満児に対する児童手当制度を提案している。

- (1) 毎月50ドルの学齢未満児手当 (年齢は6歳まで、総経費は59億ドル)
 - (2) 学齢前50ドル、学齢児 (6~18歳) には10ドル、費用は120億ドル
 - (3) 学齢前25ドル、学齢児10ドル、総経費40億ドル
- (1)の提案では、学齢未満児をもつ貧困家庭の約2分の1が救済されるが、(3)では4

分の1の家庭が救われるにすぎない。いずれにしても、児童のいる貧困家庭の3分の2にしか、学齢前の子どもがいないのである。したがって、これらの提案では児童のいる貧困家庭の3分の1から6分の1が救済されるだけである。

Moynihan の提案は、毎月1人の児童につき平均10ドルを支給するというものである。これには90億ドルの費用を要するが、内容は非常に貧弱である。

さらに、貧困から脱却しようと試みる家族の多くは、児童手当が支給されても公的扶助は継続されると考えている。この場合、資産調査が必要となり、児童手当制度の最大の利点は意味のないものとなる。

また、たとえ285億ドルの費用で、1人の児童に毎月50ドル支払うとしても、貧困家庭の28.3%は残ってしまう。そのうえ、これは子どものいない1,020万人の困窮者には何の恩恵も与えないのである。

負の所得税

ある一定の所得水準 (break-even level) を

境に、それを上回る家庭は税を納め、それ以下は国から補助金をもらうことになる。収入を保障する水準 (guarantee level) は、この break-even 水準と負の所得税率によって決定する。

たとえば、5人家族の break-even 水準が6,000ドル、負の税率が50%とすると、保障水準 (勤労所得のない家族に与えられる補助金) は3,000ドルとなる。もし、同じ5人家族に対し負の税率が60%なら、保障水準は3,720ドルで、これは貧困線 (Poverty line) の3,685ドルより35ドル多い。

5人家族6,000ドルの break-even 水準、50%税率にかかる費用は180~230億ドルである。この計画は、(1)生活保護費水準をはるかに上回る最低生活費を保障する、(2)現存する貧困家庭の2分の1を貧困から救済する、(3)残りの貧困家庭の収入を増加すること、を目的としている。これにより、毎月50ドルの児童手当と同等な効果をあげることができる。

さらに、50億ドルを追加して225~280億ドルの費用で、6,000ドルの break-even 水準、5人家族で62%の負の所得税率とすれば、貧

乏を完全に追放することができる。この62%という率を選んだ理由は、(1)それは完全に貧乏を追放する、(2)受益者に働く意欲を起させる、(3)総費用は実現可能の枠内にある、などのためである。

(負の所得税と児童手当による純収入の比較
—夫婦と子どもが3人いる5人家族の場合)

勤 労 所 得	純 収 入	
	負の所得税	児 童 手 当
0	3,720	1,716
\$ 1,000	3,100	1,570
2,000	2,480	1,414
3,000	1,960	1,248
4,000	1,380	1,206
5,000	810	1,166
6,000	450	1,136
7,000	—	1,116
8,000	—	1,098
9,000	—	980

この表によれば、3人の子どもがいる夫婦の家庭で年収が5,000ドル以下の場合、負の所得税の方が、児童手当に比べ受給額が大きい。6,000ドルという break-even 水準以上の

収入があるとき、負の所得税からは何の補助金も入ってこないが、児童手当からは入ってくる。また、5人家族の約70%は5,000ドル以上の勤労所得があるので、負の所得税は、児童手当に比べて、貧困家庭やそれに準ずる人びと以外に支給する補助金の額は、きわめて少なくなっている。

負の所得税にかかる費用は235~280億ドルで、この額は十分な児童手当の支給に必要な285億ドルより低いものである。さらに、児童手当では、子どものいない1,020万人の貧困者を救済できなかったが、もし、これに社会保険的方法を用い同様な救果をあげようとするれば約120億ドルかかる。したがって、負の所得税を用いれば、それに見合う効果をあげる児童手当より120~170億ドルも安あがりである。

権利としての収入

負の所得税は、それを必要とするものだけに補助を与えることにより、貧困者に対する最大の援助を行なうであろう。しかし、それには資産調査が必要で、これに反対する人び

ともかなり多い。

しかし、問題は収入を権利として認識するかどうかであり、受益者が尊厳と自尊心を失なわないように行政指導をすることである。たとえば、高度に非人格的な所得税機構を確立すれば、現在生活保護受給の際行なわれている資産調査の陰湿な側面をある程度消滅できるだろう。また、議会がすべてのアメリカ人は相当な生活水準を享受する権利を有し、それは負の所得税によって保障されると宣言

すれば、もっと効果的であろう。

さらに、最近カナダで法制定された、負の所得税による老人の収入保障制度を詳細に研究すれば、その心理学的側面を検討することも可能となるに違いない。

(Irwin Garfinkel "Negative Income Tax and Childrens Allowance Programs : a Comparison", *Social Work*, Vol. 13, No. 4, October 1968, PP. 33-39)

(根本嘉昭 全社協)

自営業者の保護

(西ドイツ)



経済的な自立だけでは、近代経済社会においてはなんら十分な保障にはならない。古くからの自立によるいわゆる基本財産づくりは、いまもお実際に行なわれ、絶対額においてはそれは昔をしのぐものであるが、しか

し、通常十分な老後の生活保障に足りるものではない。もし年金による老齢保障と平均的な自営業者の財産によるそれとを比較したばあい、前者の方が勝るのはいうまでもない。したがって、これら自営業者にさらにいっそ